

関西関節鏡・膝研究会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会の名称を関西関節鏡・膝研究会とする。
- 第2条 本会は関節鏡ならびに膝関節の研究の進歩、発展を目的とする。
- 第3条 次の事業を行う。
1. 学術集会を年1回以上開催する。
 2. 機関誌「関西関節鏡・膝研究会誌」を年1回以上編集、発行する。
 3. 本会の目的を達成するために必要な事業を行うことができる。
- 第4条 本会には次の役員を設置し、会の運営にあたる。
- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監査役 | 1名 |
| 会計担当者 | 1名 |
- 第5条 本会の目的に賛同し、所定の入会登録を行い会員となることができる。
- 第6条 会員は所定の年会費を納めなければならない。既納の年会費はいかなる理由があっても返還しない。正当な理由無く会費を3年以上滞納した場合、会員の資格を喪失する。
- 第7条 会員で退会しようとするものは退会届けを提出しなければならない。
- ### 第2章 役員
- 第8条 会長は幹事の中から選出し、総会で決定する。任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第9条 幹事は会員の中から選出し、総会で決定する。任期は3年とし、再任を妨げないが、任期中に開催される幹事会に一度も出席しない場合は改選時に自動的に解任される。
- 第10条 監査役・会計担当者は幹事の中から選出し、本会の会計の監査・実務を行う。
- 第11条 幹事は幹事会を組織し本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 第12条 1 永年にわたって幹事を務め、本会のために功労があり65歳に達した者は功労会員の称号を受けることができる。
- 2 功労会員のうち、会長経験者は名誉会員とする。
 - 3 名誉会員は会費の納入を免除する。
 - 4 名誉会員には総会で感謝状を贈呈する。

第 3 章会費

第 13 条 会員の年会費は 7,000 円とする。

第 14 条 本会の会計年度は、2 月 1 日に始まり、翌年の 1 月末日に終わる。

付則

第 15 条 会則の改定は総会で参加会員の過半数以上の賛成を得てなされる。

第 16 条 本会則は平成 7 年 4 月 1 日より施行される。

付記 本会の事務局を、神戸市中央区楠町 7 丁目 5-1 神戸大学大学院医学研究科
整形外科学教室内に置く。

2019 年 3 月 9 日改正

2021 年 3 月 6 日改正

2025 年 3 月 2 日改正

編集委員会に関する規程

第1条（名称）本会は関西関節鏡・膝研究会編集委員会（以下、編集委員会）とする。

第2条（目的）関西関節鏡・膝研究会 会則第3条2による機関誌の編集に関する業務を所管し、関西関節鏡・膝研究会誌オンラインジャーナルを発行することを目的とする。

第3条（運営）

1. 本会の運営は、関西関節鏡・膝研究会幹事の中から若干名の委員を選出して行う。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 会長は、関西関節鏡・膝研究会幹事の中から委員を推薦し、幹事会での承認を得る。

第4条（活動事項）本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 関西関節鏡・膝研究会誌オンラインジャーナルの規格、編集、発行
2. 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
3. 論文掲載の決定に関すること。
4. その他、発行に関すること。

第5条（査読）

1. 投稿された論文の査読は関西関節鏡・膝研究会代表によって適切と判断された編集委員に依頼される。
2. 査読を受理された編集委員は以下の4項目のいずれかに該当するかを判定し、査読コメントと共に事務局へ報告する。
 - A. そのまま掲載可能、もしくは一部語句などの修正のみ
 - B. 一部内容に関する修正あり、修正後採用
 - C. 修正後、編集委員会にて要再検討
 - D. 不採用
3. 査読期間は依頼されてから1か月以内とする。
4. 査読者の氏名及び所属などは著者には知らせない。
5. 事務局は査読結果を投稿者および代表へ報告する。
6. 採用となった論文は、事務局によりオンラインジャーナル発行の手続きが行われる。
7. 修正後、再投稿された論文は、再び前回担当した編集委員へ査読が依頼される。

附則 1. 本規則の改廃は関西関節鏡・膝研究会幹事会の決定により行う。

2. 本規則は令和3年3月6日より施行する。